

令和7年度 介護保険施設等集団指導用資料 〔全サービス対象〕

秋田県健康福祉部福祉政策課

【はじめに】

日頃から、介護保険行政の推進についてご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和7年度の介護保険施設等集団指導は、次の内容について、各施設等において研修等を実施していただくよう、県のホームページに資料を掲載する形態とします。

不明な点等ありましたら、所定の様式により、県福祉政策課監査チームにお問合せください。

《掲載内容》

- 介護保険事業所の指導、監査の概要
- 令和7年度介護保険施設等の運営指導、監査について
- 介護保険に関する質問について
- 業務管理体制の整備について
- お知らせ

介護保険事業所の指導、 監査の概要

〔施設サービス、居宅サービス対象〕

介護保険事業所の指導、監査の概要

1. 指導の概要

(1) 集団指導

(2) 運営指導

(3) 監査

2. 運営指導における確認事項の例

3. 監査の対象

4. 行政処分について

(1) 行政処分の概要

(2) 行政処分の要件

(3) 注意点

1 指導の概要

1 指導の概要

利用者等の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、居宅サービス事業者等に対し、関係法令に基づく介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知し、サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る。

(1) 集団指導

毎年度、県において事業者等を選定し、計画的に実施する。指導は、運営基準、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

1 指導の概要

(2) 運営指導

毎年度、県において事業者等を選定し、計画的に実施する。指導は、事業者等から事前又は当日に提出若しくは閲覧に供された書類等を審査するとともに、当該サービス事業者等の管理者及び従業者等から事情聴取を行うことにより実施する。

(3) 監査

居宅サービス事業者等のサービス内容について、指定等基準違反、介護報酬の請求に係る不正又は著しい不当がある場合若しくはその疑いがある場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採る。

2 運営指導における確認事項

2 運営指導における確認事項の例

- [1] 人員基準に定める職員の資格及び員数の充足
- [2] 居宅サービス計画に基づくサービス提供
- [3] サービス提供に関する内容及び手続の丁寧な説明並びに同意の確認、
重要事項説明書の交付
- [4] サービス提供記録の適切な整備
- [5] 苦情若しくは事故に対する適切な対応
- [6] 介護報酬の適正な請求（加算・減算を含む）
- [7] 虐待防止、身体拘束廃止に向けた積極的な取り組み
- [8] 非常災害等への適切な対応
- [9] 感染症等への適切な対応 など

3 監査の対象

3 監査の対象

- [1]利用者等に対する虐待の実施又はその疑いがあるとき。
- [2]指定等の基準への重大な違反又はその疑いがあるとき。
- [3]サービスの内容に関する不正又は著しい不当がある若しくはその疑いがあるとき。
- [4]介護報酬の請求に関する不正又は著しい不当がある若しくはその疑いがあるとき。
- [5]不正の手段により指定又は許可を受けたこと若しくはその疑いがあるとき。
- [6]度重なる運営指導を行ったにもかかわらず、改善がみられないとき。
- [7]正当な理由がなく運営指導を拒否したとき。
- [8]運営指導では事実確認が困難であると知事が認めたとき。

4 行政処分について

4 行政処分について

(1) 行政処分の概要

介護保険法第77条

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。（各号の条文は省略）

【介護保険法における処分規定（県）】

- 第77条 ……指定居宅サービス事業者
- 第92条 ……指定介護老人福祉施設
- 第104条 ……介護老人保健施設
- 第114条の6 ……介護医療院
- 第115条の9 ……指定介護予防サービス事業者

4 行政処分について

(1) 行政処分の概要

指定(許可)取消

- ・効力発生日から指定(許可)の効力を失う。

指定(許可)効力の全部又は一部停止

[全部停止]

- ・効力発生日から一定期間、指定(許可)の効力を失う。

[一部停止]

- ・効力発生日から一定期間、新規利用受入を停止する。
- ・効力発生日から一定期間、介護報酬の上限を設ける。

4 行政処分について

(1) 行政処分の概要

【留意事項】

連座制

- ・ 指定取消処分を受けた事業主体について、役員等の組織的な関与があったと認められた場合、処分の日から5年間、当該事業者が経営する同一サービス類型の事業所について指定更新がされない。

同一サービス類型：以下のサービスごとに分類される。

居宅介護サービス（特定施設除）	特定施設入居者生活介護
地域密着型サービス（居住系除）	地域密着型サービス（居住系）
介護老人福祉施設	介護老人保健施設
介護医療院	居宅介護支援
介護予防サービス（特定施設除）	介護予防特定施設入居者生活介護
地域密着型介護予防サービス（介護予防認知症対応型共同生活介護除）	介護予防認知症対応型共同生活介護
介護予防支援	（介護療養型医療施設）

4 行政処分について

(2) 行政処分の要件

1 指定(※)要件違反

○施設等が指定要件を満たさなくなったとき

○施設等が指定に付された条件を満たさなくなったとき

(※)介護老人保健施設では「許可」(以降同様)

2 指定基準違反

○施設等が、条例に定める人員基準を満たすことができなくなったとき

○施設等が、条例に定める設備基準又は運営基準に従って、適切なサービス運営をすることができなくなったとき

3 人格尊重・忠実義務違反

○施設等が、要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険法等に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない義務に違反したとき

4 行政処分について

(2) 行政処分の要件

4 不正請求

○施設等が、不正請求を行ったとき

5 虚偽報告

○施設等が、監査(※)において、報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を拒否し、又は虚偽の報告をしたとき

(※) 県、市町村等の指定権者による介護保険法に基づく監査

6 検査忌避

○施設等又はその従業者が、監査における出頭に応じず、その質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又はその検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

(ただし、施設等の従業者がその行為をした場合で、その行為を防止するため、施設等が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

4 行政処分について

(2) 行政処分の要件

7 虚偽申請

- 施設等が、不正の手段により指定を受けたとき

8 法令違反

- 施設等が、介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律等に基づく命令若しくは処分に違反したとき
- 施設等が、その介護サービス等に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき
- 法人である申請主体である法人の役員等又は法人でない申請主体の管理者が、指定の取消し等をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき

4 行政処分について

(3) 注意点

運営指導や監査の結果、誤った報酬請求や不正請求が確認された場合、過誤調整の指導や不正請求にかかる返還金及び加算金の徴収がなされることがあります。

報酬返還の種類	時効	加算金の有無
誤った報酬請求の訂正 (過誤調整)	5年 (地方自治法 第236条第1項)	無し
偽りその他不正の行為による給付の返還 (不正請求)	2年 (介護保険法 第200条第1項)	有り (40%)

要件を満たさずに報酬請求していた事態が認められた場合、多額の報酬を返還しなければならない可能性があります。

日頃から基本報酬や各種加算減算の要件を確認し、請求要件を満たしていることを客観的に確認できる記録を残していただくようにお願いします。

令和7年度介護保険施設等の 運営指導、監査について

〔施設サービス、居宅サービス対象〕

令和7年度介護保険施設等の運営指導、監査について

1. 令和7年度運営指導の実施状況
 - (1) 実施件数
 - (2) 指摘件数
 - (3) サービス別指摘件数内訳
2. 運営指導、監査における主な指摘事項

1 令和7年度運営指導の実施状況

1 令和7年度運営指導の実施状況

令和8年2月現在

(1) 実施件数

○施設サービス 33件（前年度27件）

○居宅サービス 29件（前年度27件）

(2) 指摘件数（延数）

○施設サービス 文書指摘14件 口頭指摘146件

（前年度 文書指摘 6件 口頭指摘126件）

○居宅サービス 文書指摘 9件※ 口頭指摘 34件※

（前年度 文書指摘10件 口頭指摘 31件）

※併設型短期入所等で施設と一体的に運営される事業所への指摘は含めていない。

1 令和7年度運営指導の実施状況

(3) サービス別指摘件数内訳

サービス種類	運営指導 実施件数	口頭指摘件数				文書指摘件数			
		運営	処遇	報酬	計	運営等	処遇	報酬	計
訪問系サービス	5	5	1	2	8	2	0	3	5
通所系サービス	4	4	2	3	9	0	0	0	0
短期入所生活介護、 特定施設入居者生活介護 ※1	3	4	4	5	13	4	0	0	4
介護老人福祉施設 ※2	31	40	39	14	93	1	3	1	5
介護老人保健施設等※3	19	28	18	11	57	4	2	3	9
計	62	81	64	35	180	11	5	7	23

※1 併設型短期入所生活介護を除く。

※2 併設する短期入所生活介護を含む。

※3 介護医療院及び併設する短期入所療養介護を含む。

2 運営指導、監査における主な指摘事項

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○重要事項説明書

(1) 指摘例

- ・重要事項説明書には、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等についてわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明すること。
- ・重要事項説明書を交付した場合は、交付した事実がわかるよう証跡を残すこと。

(2) 運営基準【全サービス】

- ・サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について申込者の同意を得なければならない。

確認例

苦情処理の体制について、利用者の保険者である市町村等の案内を確認（特に市町村外、県外の利用者の場合その市町村等を記載または案内しているか）

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○ 掲示

(1) 指摘例

- ・ 運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他の重要事項は、原則としてウェブサイトに掲載すること。（令和7年4月1日から適用）

(2) 運営基準【全サービス】

- ・ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の重要事項を掲示しなければならない。
- ・ 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の掲示に代えることができる。
- ・ 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

確認例

掲載している重要事項等は最新の情報になっているか確認

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○訪問介護計画

(1) 指摘例

- ・ 訪問介護計画について作成されないままサービス提供が行われている。
- ・ 訪問介護計画に記載された目標期間が過ぎても計画が変更、更新されていない。

(2) 運営基準【訪問介護】

- ・ サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。
- ・ 訪問介護計画は居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画の内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- ・ 訪問介護計画を作成した際には、利用者に交付しなければならない。
- ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行う。

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○口腔衛生

(1) 指摘例

- ・入所者毎の施設入所時及び月 1 回程度の口腔の健康状態の評価が行われていない。
- ・技術的助言及び指導に基づいた、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画が作成、見直しされていない。

(2) 運営基準【施設サービス、特定施設入居者生活介護（※）】

(※) 施設サービスは令和 6 年 4 月 1 日より義務化

特定施設入居者生活介護は令和 9 年 3 月 31 日までは努力義務

- ・入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○口腔衛生

(2) 運営基準【施設サービス、特定施設入居者生活介護（※）】

・口腔衛生の管理の具体的な取組内容

- ①歯科医師等が、介護職員に対して行った口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- ②当該施設の従業者又は歯科医師等が、入所者毎に施設入所時及び月1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。
- ③技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて定期的に当該計画を見直すこと。
- ④当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等を文書で取り決めること。

2 運営指導、監査における主な指摘事項

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」
(令和6年3月15日付け厚生労働省通知) より

別紙様式6-1 (介護保険施設)

口腔衛生の管理体制についての計画

策定日	年 月 日
作成者	
助言を行った歯科医師等	歯科医療機関
	歯科医師名
	連絡先
助言の要点	<input type="checkbox"/> 入所者のリスクに応じた口腔清掃等の実施
	<input type="checkbox"/> 口腔清掃にかかる知識・技術の習得の必要性
	<input type="checkbox"/> 食事状態、食形態等の確認
	<input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 現在の取組の継続
実施目標	<input type="checkbox"/> 施設職員に対する研修会の開催
	<input type="checkbox"/> 口腔清掃の用具の整備
	<input type="checkbox"/> 口腔清掃の方法・内容等の見直し
	<input type="checkbox"/> 歯科専門職による入所者の口腔衛生管理等
	<input type="checkbox"/> 歯科専門職による食事環境、食形態等の確認
	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 現在の取組の継続	
施設職員等による入所者の口腔の健康状態の評価	各入所者の入所時及び () 週・月に1回 ※週・月のいずれかに○をつける。
具体的方策 (実施時期、実施場所、 主担当者など)	
留意事項、特記事項等	

歯科医師等からの助言を元に作成

別紙様式6-3

口腔の健康状態の評価及び情報共有書

年 月 日

利用者氏名	(ふりがな)	男 ・ 女	※基本情報は、入所時評価以外は変更が無ければ記載の省略可
要介護度	<input type="checkbox"/> 要支援 (□1 □2) <input type="checkbox"/> 要介護 (□1 □2 □3 □4 □5)		
基礎疾患	<input type="checkbox"/> 脳血管疾患 <input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 誤嚥性肺炎 <input type="checkbox"/> うっ血性心不全 <input type="checkbox"/> 尿路感染症 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 高血圧症 <input type="checkbox"/> 骨粗しょう症 <input type="checkbox"/> 関節リウマチ <input type="checkbox"/> がん <input type="checkbox"/> うつ病 <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 褥瘡 (※上記以外の) <input type="checkbox"/> 神経疾患 <input type="checkbox"/> 運動器疾患 <input type="checkbox"/> 呼吸器疾患 <input type="checkbox"/> 循環器疾患 <input type="checkbox"/> 消化器疾患 <input type="checkbox"/> 腎疾患 <input type="checkbox"/> 内分泌疾患 <input type="checkbox"/> 皮膚疾患 <input type="checkbox"/> 精神疾患 <input type="checkbox"/> その他		
	誤嚥性肺炎の発症・既往 <input type="checkbox"/> あり (直近の発症日: [西暦] 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし 麻痺 <input type="checkbox"/> あり (部位: □手 □顔 □その他) <input type="checkbox"/> なし 摂食方法 <input type="checkbox"/> 経口のみ <input type="checkbox"/> 一部経口 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 静脈栄養 かかりつけ歯科医 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 現在の歯科受診について <input type="checkbox"/> 直近1年間の歯科受診 <input type="checkbox"/> あり (最終受診日: [西暦] 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし 義歯の使用 <input type="checkbox"/> あり (□部分・□全部) <input type="checkbox"/> なし 口腔清掃 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 部分介助 (介助方法:) <input type="checkbox"/> 全介助 現在の処方 <input type="checkbox"/> あり (薬剤名:) <input type="checkbox"/> なし		

【口腔の健康状態の評価】 入所時 2回目以降 (前回: 年 月 日)

記入者氏名: (職種:)

項目番号	項目	評価	評価基準
1	開口	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない	・上下の前歯の間に指2本分 (縦) 入る程度まで口があかない場合 (開口量3cm以下) には「できない」とする。
2	歯の汚れ	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	・歯の表面や歯と歯の間に白や黄色の汚れ等がある場合には「あり」とする。
3	舌の汚れ	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	・舌の表面に白や黄色、茶、黒色の汚れなどがある場合には「あり」とする。
4	歯肉の腫れ、出血	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	・歯肉が腫れている場合 (反対側の同じ部分の歯肉との比較や周囲との比較) や歯磨きや口腔ケアの際に出血する場合は「あり」とする。
5	左右両方の奥歯でしっかりかみしめられる	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない	・本人にしっかりかみしめられないとの認識がある場合または義歯をいれても奥歯がない部分がある場合は「できない」とする。
6	むせ	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	・平時や食事中にむせがある場合や明らかな「むせ」はなくても、食後の痰がらみ、声の変化、息が荒くなるなどがある場合は「あり」とする。
7	ブクブクうがい※1	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない	・歯磨き後のうがいの際に口に水をためておけない場合や頬を膨らませない場合や膨らました頬を左右に動かさない場合は「できない」とする。
8	食物のため込み、残留※2	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	・食事の際に口の中に食物を飲み込まずためてしまう場合や飲み込んだ後に口を開けると食物が一部残っている場合は「あり」とする。
その他	自由記載:		・歯や粘膜に痛みがある、口の中の乾燥、口臭、義歯の汚れ、義歯がすぐに外れる、口の中に菜が残っている等の気になる点があれば記載する。

※1 現在、歯磨き後のうがいをしていない場合に限り確認する。(評価のリスクも鑑み、改めて実施頂く事項ではないため空欄可)

※2 食事の観察が可能な場合は確認する。(改めて実施頂く事項ではないため空欄可)

歯科医師等※による口腔内等の確認の必要性	<input type="checkbox"/> 低い <input type="checkbox"/> 高い	・項目1～8について「あり」または「できない」が1つでもある場合は、歯科医師等による口腔内等の確認の必要性「高い」とする。 ・その他の項目等も参考に歯科医師等による口腔内等の確認の必要性が高いと考えられる場合は、「高い」とする。
----------------------	---	---

利用者ごとに月1回程度評価実施

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○業務継続計画

(1) 指摘例

- ・感染症に係る業務継続計画について、「新型コロナウイルス感染症」のみの記載となっており、他の感染症も含めた形で再検討すること。
- ・計画に係る訓練は、年2回以上実施し、内容を確認できる証跡を残すこと。

※施設サービスと特定施設入居者生活介護を除くサービスについては研修及び訓練の回数は年1回以上となる。

(2) 運営基準

- ・感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行う。

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○業務継続計画

(2) 運営基準

可能な取扱い

①他サービス事業者との連携等による業務継続計画の策定、研修及び訓練

②感染症及び災害の業務継続計画の一体的な策定

…感染症及び災害の内容の違いを明確に位置づけた上で作成すること

③感染症に係る業務継続計画と感染症の予防及びまん延の防止のための指針の一体的な策定

…業務継続計画として独自に求められる内容を適切に含めること

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○業務継続計画

(2) 運営基準

可能な取扱い

④災害に係る業務継続計画と非常災害に関する具体的計画の一体的な策定

…業務継続計画として独自に求められる内容を適切に含めること

⑤感染症の業務継続計画に係る研修又は訓練と感染症の予防及びまん延防止のための研修又は訓練の一体的な実施

…業務継続計画独自の内容（非常時の体制で早期に業務再開を図るための内容）も含んだ形の研修又は訓練を計画すること

⑥災害の業務継続計画に係る訓練と非常災害対策に係る訓練の一体的な実施

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○業務継続計画

(3) 注意点

- ・業務継続計画の策定がされていない場合、減算の対象となる。

○業務継続計画未策定減算【全サービス（※）】

- ・感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合、基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について減算

減算割合

施設・居住系サービス	所定単位数の97/100	で算定
その他のサービス	所定単位数の99/100	〃

※居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く。

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○各種研修、訓練の実施について

法令で定められた主な研修、訓練の最低回数

	訪問・通所系等 ※1	短期入所系	特定施設	施設サービス
身体的拘束 適正化	なし	研修 年2回＋新規採用時		
感染症	研修 年1回＋新規採用時 訓練 年1回	研修 年2回＋新規採用時 訓練 年2回		
業務継続計画	研修 年1回＋新規採用時 訓練 年1回 ※2	研修 年2回＋新規採用時 訓練 年2回		
事故防止	なし			研修 年2回 ＋新規採用時
虐待防止	研修 年1回＋新規採用時	研修 年2回＋新規採用時		

※1 居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売を含む。

※2 居宅療養管理指導については業務継続計画の研修、訓練は令和9年度から義務化

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○各種研修、訓練の実施について

(1) 指摘例

- ・感染症の予防及びまん延の防止に関する訓練を年1回（サービス種によっては2回）以上実施すること。
- ・虐待防止の研修について、実施した記録を残すこと。

○研修、訓練を行った場合は内容がわかるように記録を残すこと

○研修と訓練を一体的に実施する、あるいは関係性の深い複数の研修を一体的に実施する場合は、それぞれの内容を含んでいることがわかるように計画すること
例) 身体拘束適正化かつ虐待防止の研修の場合、身体拘束に関する内容と虐待に関する内容、両方が明らかに含まれる必要がある

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○協力医療機関【施設サービス、特定施設入所者生活介護】

(1) 指摘例

- ・入所者の病状の急変時等に備えるため、連携体制を備えた医療機関として協力医療機関を定めておくよう努めること。(※)
- ・協力医療機関の名称等を、年に1回以上、県に届け出ること。
- ・協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

(※) 協力医療機関の設定については令和9年度から義務化

まだ協力医療機関を定めていない事業所は令和8年度中のご対応をお願いします

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○協力医療機関【施設サービス、特定施設入所者生活介護】

(2) 運営基準

- ・入所者の病状の急変時等に備えるため、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。（令和9年3月31日までは努力義務）
 - ①入所者の病状が急変した場合等において**医師又は看護職員が相談対応**を行う体制の常時確保
 - ②診療の求めがあった場合において**診療**を行う体制の常時確保
 - ③入院を要すると認められた入所者の**入院を原則として受け入れる体制の確保**
- ・1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- ・第二種協定指定医療機関との間で、**新興感染症の発生時等の対応**を取り決めるように努めなければならない。
- ・協力医療機関が第二種指定医療機関である場合は、**新興感染症の発生時等の対応**について協議を行わなければならない。
- ・入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び入所させることができるように努めなければならない。
- ・**協力歯科医療機関**を定めておくよう努めなければならない。

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○虐待防止

(1) 指摘例

- ・虐待の防止のための指針について、必要な項目が不足している。
- ・虐待が疑われる事案の連絡があった場合は、虐待防止のための指針やマニュアルに基づき、適切に対応すること。

(2) 運営基準

- ・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、従業者への周知徹底
- ②虐待の防止のための指針の整備
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施
- ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 運営指導、監査における主な指摘事項

(2) 運営基準

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）の定期的な開催、従業者への周知徹底

委員会の検討内容	
虐待防止検討委員会その他施設内の組織	虐待の防止のための指針の整備
虐待の防止のための職員研修の内容	従業者が相談・報告できる体制整備
高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事	虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策
再発の防止策の効果についての評価	

2 虐待の防止のための指針の整備

必要項目一覧	
施設における虐待の防止に関する基本的考え方	虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項	成年後見制度の利用支援に関する事項
虐待等に係る苦情解決方法に関する事項	入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
その他虐待の防止の推進のために必要な事項	

2 運営指導、監査における主な指摘事項

(2) 運営基準

【全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）（※）】

虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置が講じられていない場合、減算規定がある

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催と、その結果の周知
- ②虐待の防止のための指針
- ③従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な開催
- ④①～③を適切に実施するための担当者の設置

(※) 福祉用具貸与については、令和9年3月31日までは適用しない。

○高齢者虐待防止措置未実施減算

減算割合 所定単位数の $99 / 100$ で算定

2 運営指導、監査における主な指摘事項

(3) 高齢者虐待に関連する調査結果

養介護施設従事者等による高齢者虐待等の件数の推移（秋田県内）

		R3	R4	R5	R6
養介護施設従事者等による高齢者虐待（推移）	相談・通報件数	16	14	18	19
	虐待の事実が認められた件数	6	4	7	4

出典：令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(秋田県の状況)

虐待発生要因…法人経営層の課題、組織運営の課題、職員の課題、高齢者の状況など、複数の要因が組み合わさっている

- 経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足
 - 職員の指導管理体制が不十分
 - 職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足
 - 職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足
- など

美の国あきたHP参考URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/90212>

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○非常災害対策

(1) 指摘例

- ・非常口の段差を解消し、非常時においても車椅子が通行可能であるよう対策を講じること。(共通)
- ・非常用電源燃料や備蓄食品、用水（飲用、トイレ用等）について有事を想定して準備すること。
- ・非常災害時の施設間・地域の連携について、予め準備すること。

○その他施設設備関係

(1) 指摘例

- ・医務室等に職員がいない場合、施錠すること。
- ・機械室(ボイラー室)に可燃物等を置かないこと。
- ・リネンの搬入・搬出に当たっては、感染予防の観点から、導線が交わらないようにすること。

介護保険に関する質問について

〔全サービス対象〕

介護保険に関する質問について

- 1 介護保険に関する質問票
- 2 寄せられた主な質問とその回答
 - 人員配置関係
 - 重要事項説明書関係
 - 訪問系サービス関係
 - 通所サービス関係
 - 短期入所関係
 - 施設サービス関係
 - 生産性向上推進体制加算関係

1. 介護保険に関する質問票

1 介護保険に関する質問票

○介護保険事業者の皆様からの質問について、ファクシミリ、メール等で受け付けています。

○様式は美の国あきたHPの次のページに掲載しています。

「介護保険に関する質問票（介護保険事業者用）」

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3252>

○各種基準や厚生労働省のQ&Aを確認した上で、不明な点等についてご連絡ください。

※回答は回答日時点でのものであり、厚生労働省通知の改正等により変更されることがあります。

<介護保険に関する質問は、本様式によりファクシミリで お願いします。>
質問内容により下記番号に〇印を付けて、それぞれのあて先に送信願います。

(注) 質問内容については、予め「介護報酬の解釈1・2・3」及び介護保険情報バンク等をご確認のうえ質問くださるようお願いいたします。

(介護保険情報BANK: http://www.kaijobank.jp/cgi/db/kensaku_ex.cgi)

- 1 秋田県長寿社会課 介護保険班あて (fax番号: 018-860-3867)
(事業者指定・変更・更新手続き、人員・設備・運営基準、加算体制届け等に関すること。)
- 2 秋田県福祉政策課 地域福祉・監査班あて (fax: 018-860-3841)
(介護報酬・加算算定の可否等、ケアプラン等に関すること。)

介護保険に関する質問票

(送信票は不要です。)

事業所名	事業の種類
質問者の職・氏名	
電話番号	fax番号
質問事項	
関連資料名と該当ページ	(必ず記載してください)
質問内容	

2 寄せられた主な質問とその回答

2 寄せられた主な質問とその回答

○人員配置関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
<p>常勤の考え方について 【共通】 常勤の従業者が、育児休業等により、ある月の勤務実績が1日のみとなったが、人員基準上はどのように扱われるか。</p>	<p>常勤の従業者の休暇等の期間については、その期間が暦月で1月を超えない限り、常勤の従業者として勤務したものととして取り扱う。</p> <p>なお、基準上の「常勤」とは、勤務時間が事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいい、従業者が勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基準とする。</p> <p>また、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が整っている場合に、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことができる。</p> <p>【運営基準等に係るQ&A（平成14年3月28日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）】</p>

2 寄せられた主な質問とその回答

○重要事項説明書関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
<p>重要事項説明書の変更について</p> <p>【共通】</p> <p>重要事項説明書の内容に変更があった場合、その都度説明・押印が必要か。</p>	<p>重要事項説明書は、原則、軽微な内容であっても、変更の都度、交付・説明・同意が基本となる。</p> <p>ただし、変更内容が明らかにされた書面を交付し、説明することも認められる。</p> <p>なお、説明した者、説明を受けた者、日時、場所（方法）、内容等を明確にし、交付・同意があった旨の記録があれば、上記が行われたと確認される。</p>
<p>重要事項説明書等の押印について</p> <p>【共通】</p> <p>重要事項説明書（契約書）に押印は必要か。自署だけではだめか。</p>	<p>介護保険法上、押印は求められておらず、押印等は運営法人等に委ねられる。</p> <p>なお、民事訴訟法第228条第4項では「私文書は、本人（中略）の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」としている。</p>

2 寄せられた主な質問とその回答

○訪問系サービス関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
<p>サービス提供記録の押印について 【訪問介護】 書面管理しているサービス提供記録について、利用者、担当職員、管理者の押印を省略することが可能か。</p>	<p>押印は基準として定められているものではないため、事業所判断で簡略化をすることは差し支えない。 ただし、サービス提供責任者や管理者はサービス提供記録の確認が必要。</p>
<p>サテライト事業所の特別地域加算について 【訪問看護】（訪問介護も同様） サテライト事業所のみが特別地域に該当する場合、 ①本体事業所近隣の利用者に対し、サテライト事業所の職員が訪問してサービス提供することは可能か。 ②本体事業所とサテライトの中間に在住する利用者に対してはサテライトから訪問し加算を算定できるか。</p>	<p>①本体事業所の方が利用者の所在地に近い場合は、本体事業所から訪問するのが通常であり、あえてサテライト事業所の職員が訪問するのは適切ではない。 ②利用者の方に対し、サテライトから訪問（特別地域加算を算定）することについて、納得できるような根拠をもって説明できる場合であれば可能。</p>

2 寄せられた主な質問とその回答

○訪問系サービス関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
特定事業所加算Vについて【訪問介護】 居宅と事業所間の距離が7kmを超える利用者が1人でもいれば利用者全員に加算を算定できるか。	利用者の要件については、通常の事業実施地域内にあり、継続的にサービス提供している利用者で、居宅と最寄りの訪問介護事業所との距離が7kmを超える地域に居住する利用者が1人でもいれば利用者全員に加算を算定できる。（他の算定要件も確認のうえ算定すること）

参考

特定事業所加算Vは以下の加算とは併算できませんのでご注意ください。

①特別地域加算【訪問系サービス】

…対象地域に所在する事業所がサービス提供する場合に所定単位の100分の15を加算

②中山間地域等における小規模事業所加算【訪問系サービス】

…①の対象地域を除く県内全域が対象。平均延訪問回数が一定以下の事業所がサービス提供する場合に所定単位の100分の10を加算

③中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算【訪問・通所系サービス等】

…県内全域が対象。通常の事業の実施地域を越えてサービス提供する場合に所定単位の100分の5を加算

2 寄せられた主な質問とその回答

○通所サービス関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
<p>栄養アセスメント、栄養改善加算について 【通所介護】 通常16時までの施設だが、昼食後に帰られる方も加算算定の対象になるか。</p>	<p>加算の算定要件となっている利用者に対する栄養ケアに係る作業手順について、帰宅される前に行われているのであれば対象として差し支えない。</p>
<p>送迎について 【通所介護】 バスストップ方式で送迎する場合は送迎減算となるのか。</p>	<p>バスストップ方式の送迎は道路が狭隘で居宅まで送迎車が入ることができないなど地理的要因等から妥当と考えられ、かつ利用者それぞれに出迎え方法を予め定めるなど適切に行われる場合に認められるものである。 このとき、地理的要因等から可能な範囲まで送迎し、安全を確保して適切に送り出し、出迎えできるように行われる場合は減算とならない。</p>

2 寄せられた主な質問とその回答

○短期入所関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
<p>長期利用者に対する減額と自費利用日について 【短期入所】 入所から31日目を自費利用日とする場合、その費用は長期利用者に対する減額を適用する前の金額か、適用後の金額か。</p>	<p>長期利用者に対する減額は介護報酬請求に関して適用されるものであるため、自費利用日の取扱いについては、事業所と利用者間の契約内容による。</p>
<p>体調不良により日帰り利用となった場合について 【短期入所】 複数日利用だったところ、午前に入所し、午後に体調不良で施設から救急搬送、退所となった。介護報酬の請求は可能か。</p>	<p>算定可能である。</p>

2 寄せられた主な質問とその回答

○施設サービス関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
<p>経口維持加算の算定要件について</p> <p>【施設サービス】 栄養マネジメント強化加算をとっていなくても算定可能か。</p>	<p>算定可能。なお、栄養管理減算が適用されている場合は算定できない。</p>
<p>所定疾患施設療養費Ⅰ、Ⅱについて</p> <p>【介護老人保健施設】 带状疱疹の入所者に対しては抗ウイルス剤の点滴注射を行う場合のみ算定可能なのか。</p>	<p>带状疱疹の場合の所定疾患施設療養費の算定要件について、以前は「抗ウイルス剤の点滴注射が必要な場合に限る。」要件があったが、令和3年度の介護報酬改定で要件が削除されている。</p>

2 寄せられた主な質問とその回答

○生産性向上推進体制加算関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
<p>生産性向上推進体制加算Ⅱについて</p> <p>【短期入所等】</p> <p>①一週間等の短い利用期間の利用者に対しても加算は算定できるのか。</p> <p>②委員会は毎回基準に示された事項を議題に挙げなければならないのか、また委員会の開催と算定期限の関係について。</p>	<p>①算定可能である。</p> <p>②要件に示された4つの項目（介護機器を活用時の利用者の安全及びケアの質の確保、職員の負担軽減及び勤務状況配慮、介護機器の定期点検、職員研修）については、毎回議題に挙げるようにしていただきたい。</p> <p>委員会は、遅くとも算定開始月には1度開催する必要がある。（加算届の添付資料として委員会の議事録が必要）</p>

業務管理体制の整備について

〔全サービス対象〕

業務管理体制の整備について

1. 業務管理体制の整備の概要
 - (1) 法的根拠
 - (2) 業務管理体制の届出先
 - (3) 整備の内容
2. 過去の業務管理体制確認検査
 - (1) 一般検査
 - (2) 特別検査
3. 届出内容の確認について

1 業務管理体制の整備の概要

1 業務管理体制の整備の概要

(1) 法的根拠

介護保険法により定められている。

第74条第6項ほか

事業者は、要介護者の**人格を尊重**するとともに、この法律またはこの法律に**基づく命令を遵守**し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。（人格尊重・忠実義務）



第115条の32第1項

第74条第6項ほか**に規定する義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備**しなければならない。

第115条の32第2項

介護サービス事業者は…**業務管理体制の整備に関する事項を届け出**なければならない。

1 業務管理体制の整備の概要

(2) 業務管理体制の届出先

法第115条の3第2項より、事業所のサービス、所在により次のとおり届出先が異なる。

区分	届出先
①指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在	厚生労働大臣
②指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③指定事業所が同一指定都市、中核市内にのみ所在	指定都市又は中核市の長
④地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在	市町村長
⑤ ①から④以外	都道府県知事

1 業務管理体制の整備の概要

(3) 整備の内容

指定又は許可を受けている事業所又は施設の数（事業所数）（※）によって必要な整備事項が異なる。

※健康保険法の指定による「みなし事業所」を除く

介護保険法施行規則第140条の39より

事業所数	整備内容
1以上20未満	①法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（法令遵守責任者）の選任
20以上100未満	①法令遵守責任者の選任 ②業務が法令に適合することを確保するための規程（法令遵守規程）の整備
100以上	①法令遵守責任者の選任 ②法令遵守規程の整備 ③業務執行の状況の監査の定期的な実施

2 過去の業務管理体制確認検査

2 過去の業務管理体制確認検査

(1) 一般検査

書類検査等により、定期的に実施。

指摘事項（例）

- ・ 代表者氏名、法令遵守責任者の氏名等が届出内容と異なるため、変更届出すること。
- ・ 法令等の遵守に係る基本方針や法令等遵守マニュアルの作成を検討すること。また、法令遵守のための取組について、実態に合っているかどうかを必要に応じて検証、見直しすること。
- ・ 法令遵守責任者の役割を規約等で規定すること。
- ・ 法令遵守責任者の氏名を各事業所従業員等に周知すること。
- ・ 法令遵守責任者と事業所等との間で会議による情報交換の場を設けること。

2 過去の業務管理体制確認検査

(2) 特別検査

指定事業所に指定等取消相当の事案があった場合等に、運営する事業者事務所への立ち入り検査等により、随時実施。

勧告事例

法人Aの運営する事業所Bの指定取消処分相当事案について、事業者本部へ立ち入り、法人Aの代表者、法令遵守責任者、その他事業所Bの従業者等に対して聴取等を実施した結果、次の事実が判明した。

- 1 介護保険制度における業務管理体制について正しく認識していない。
- 2 運営事業所Bについて、法令違反を未然防止する体制が構築されていない。
- 3 法令遵守責任者の役割や権限が不明確である。

この結果、法人Aを適正な業務管理体制を整備していないものと認め、是正を勧告した。

2 過去の業務管理体制確認検査

(2) 特別検査

また、この事案では、事業所Bの管理者の行為に不正があったことから、法人Aの役員等の不正であると認められるため、組織的関与を認定した。

管理者：組織的関与を判断する際の「役員等」に含まれる。

組織的関与：

法人の役員等が直接的に不正に関わっているか否かにより判断される。

組織的関与の認定により、法人Aは、指定取消相当処分の事業所B以外の他の事業所について、次回の指定更新が受けられなくなったほか、法人Aの役員等になっていた者による新規申請が5年間できなくなった。

3 届出内容の確認について

3 届出内容の確認について

- 業務管理体制の整備に関する届出は、「**業務管理体制の整備に関する届出システム**」で行うことができます。

届出システムURL：<https://www.laicomea.org/laicomea/>

主な届出事項

- ・事業者の名称又は氏名
 - ・主たる事務所の所在地
 - ・代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - ・法令遵守責任者の氏名、生年月日
- 郵送で届け出る場合は**県長寿社会課**に届出書をご提出ください。
(※厚生労働省、市町村所管を除く。)
 - 特に、**法令遵守責任者が異動などで変更になったときり変更届がない場合がある**のでご注意ください。
 - 過去に届出したかわからない、また届出している内容がわからない場合はお問い合わせください。

その他、届出方法の詳細や変更届の様式は、美の国あきたネットの次のページを参照してください。

URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3841>

お知らせ

1 協力医療機関に関する届出について

協力医療機関に関する届出について

協力医療機関との取り決めの内容（要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、経過措置期間内（令和9年3月31日まで）に確保するための計画）を年に1回以上届け出る必要があります。

対象サービス：（介護予防）特定施設入居者生活介護
介護老人福祉施設、
介護老人保健施設、介護医療院
地域密着型特定施設入居者生活介護、
（介護予防）認知症対応型共同生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

令和7年度分についても、令和8年3月31日までに届出書の提出を忘れずに行うようお願いします。

美の国あきたHP

URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/85585>

2 介護サービス事業者の経営情報の報告について

介護サービス事業者の経営情報の報告について

介護サービス事業者経営情報データベースシステムについて、美の国あきたHPでお知らせしています。

報告がこれからとなる事業者は、速やかなご対応をお願いします。

対象：全ての介護サービス事業者（※）

（※）「過去過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの」及び「災害その他都道府県知事に対し報告を行うことが出来ないことにつき正当な理由があるもの」は対象外となります。

○各介護サービス事業者の毎会計年度終了後、3月以内に報告する必要があります。

美の国あきたHP

URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/85602>

3 訪問介護事業所の中山間地域等における 小規模事業所加算の取得要件の弾力化に 関する取扱いについて

小規模事業所加算の取得要件の弾力化

訪問介護事業所に関して、中山間地域等における小規模事業所加算の取得要件の弾力化について、県では次のとおり通知しています。

○小規模事業所加算の取得要件（所定単位数の10/100）

前年度の1月当たり平均延べ訪問回数が600回以下であること。

※当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。

※特定事業所加算Ⅴを算定している場合は算定できない。

※小規模事業所加算の地域要件については、県内全域が対象区域。

○関係する県の通知は、次のURLに掲載しています。

美の国あきたHP

URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/80503>

4 令和8年度介護報酬改定について

令和8年度介護報酬改定について

令和8年度に期中改定が行われます。

【令和8年6月から】

- 処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乘せの加算区分を設ける。
- これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける。

【令和8年8月から】

- 介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げる(低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は1日当たり30～60円引き上げ)。

- 加算の算定要件や申請方法等詳細については、情報が入り次第、秋田県長寿社会課から再度お知らせします。

参考：厚生労働省 社会保障審議会（介護給付費分科会）
第253回【資料1】令和8年度介護報酬改定について

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001647819.pdf>